



第3章 函館市が目指す環境像

函館市が目指す環境像

1 目指すべき環境像

本市は、渡島半島の南東部に位置し、三方を海に囲まれた函館山を要として北へ扇形状に広がり、温暖な気候や豊かな自然に恵まれた自然条件のもと、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文化を積極的に取り入れることにより、国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長してきました。

また、陸・海・空の交通の要衝として、さらには南北北海道の政治、経済および文化の中心をなす高度な都市機能が集積されたまちとして発展を続け、平成16年には、漁業を基幹産業とする近隣の戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町と合併し、恵山道立自然公園に代表される、より多くの自然を保有するまちとなりました。

一方、経済の発展や都市化の進展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーの大量消費などにより環境へ多くの負荷をもたらし、生活環境や自然環境などの身近な環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも環境の現状を真摯に受け止め、環境への負荷の少ない社会を築いていかなくはなりません。

このことから、本市に集うすべての人々が、自らの活動と環境との関わりを認識し、協力・連携した環境保全および創造に向けた行動により、澄んだ空のもとで、きれいな海や川、豊かな緑を守り育て、未来に向けて、自然と共生した潤いと安らぎのあるまちを築いていくため、函館市の目指すべき環境像を以下のように定めます。

未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて

2 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、次の6つを基本目標として掲げ、施策を推進します。

- 地球にやさしいまち
- 安心して暮らせるまち
- 豊かな自然と共生するまち
- うるおいと安らぎを感じるまち
- 資源を大切にすまち
- こころと参加でつくるまち

3 具体的方針と施策の柱

基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組む上での具体的方針を定め、さらに、行動を推進するための施策の柱を設定します。

環境ネットワーク

各種環境情報の共有化や環境保全活動における連携を指し、パートナーシップの考え方に基づく地域環境保全活動の推進を図る目的でつくりあげるものです。

施策の体系

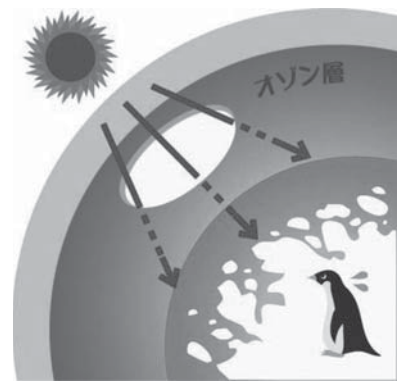
基本目標	具体的方針	施策の柱
地球にやさしいまち	1 地球環境の保全に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化の防止 ○酸性雨への対策 ○オゾン層破壊の防止 ○森林の保全 ○海洋汚染の防止 ○生物多様性の保全
	2 すがすがしい空気を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車・交通対策 ○工場・事業場対策 ○大気の監視 ○悪臭への対策
安心して暮らせるまち	3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水への対策 ○事業活動による水質汚濁の防止 ○川や海、地下水の水質の監視 ○水循環の確保
	4 やすらぎの音環境を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車・交通による騒音・振動への対策 ○工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策 ○近隣騒音への対策 ○騒音・振動の監視
	5 安全な暮らしを守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質の発生抑制 ○化学物質などへの対策
豊かな自然と共生するまち	6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の保護 ○動植物の生息・生育環境の保全 ○自然保護意識の向上
うるおいと安らぎを感じるまち	7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化の推進 ○親水空間の創造 ○ふれあいの推進
	8 個性とゆとりある町並みをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を生かした町並みづくり ○夜景の保全 ○美化の推進
資源を大切にすまち	9 循環型の社会をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○廃棄物の適正処理
	10 エネルギーを有効活用します	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーの推進 ○自然・未利用エネルギーの利用促進 ○公共交通の利用促進
こころと参加でつくるまち	11 環境保全意識の向上に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する人づくりの推進 ○環境教育・環境学習の充実と普及 ○環境情報の充実と共有
	12 環境保全活動の輪を広げます	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動の推進 ○環境ネットワーク*の形成 ○国際協力の推進

基本目標 地球にやさしいまち

1 地球環境の保全に努めます

地球温暖化や酸性雨，オゾン層の破壊，森林減少などの地球環境問題は，日々の生活や事業活動における環境への負荷*が原因とされています。

このため，私たち一人ひとりが自覚を持ち，身近な取り組みを通じて地球環境の保全に努めます。



市の役割	
施策の柱	地球温暖化をはじめとする地球環境問題について，率先して配慮行動を実践していくとともに，情報の収集・提供を積極的に行います。
温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇地球温暖化防止対策を進めます ◇コンパクトなまちづくり*を推進します ◇省資源，廃棄物対策を進めます ◇エネルギー対策を進めます ◇森林の保全・緑化の推進に努めます ◇地球温暖化防止に関する意識啓発を行います
酸性雨への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染物質の排出量の削減を図ります ◇酸性雨に関する情報の収集・提供に努めます
オゾン層破壊の防止	◇オゾン層破壊に関する情報の収集・提供に努めます
森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇熱帯材などの使用の減量を推進します ◇森林減少の地球環境への影響の把握などの情報の収集・提供に努めます
海洋汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇海洋汚染に関する情報の収集・提供に努めます ◇日常生活や事業活動における適正な排水処理を促進します ◇油流出事故などへの的確な対応を図ります
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します ◇野生生物に関する情報の収集・提供に努めます

環境への負荷

人の活動により環境に加えらるる影響で，環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものです。工場からの排水・排煙，家庭からの排水，ごみの排出，自動車の排出ガスなど，通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

コンパクトなまちづくり

徒歩による移動性を重視し，様々な機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まった都市形態を目指すことです。コンパクトなまちをかたちづくる要素としては，徒歩による移動性の確保，職住近接・建物の混合利用・複合土地利用といった様々な都市機能の混合化，建物の中高層化による都市の高密化などがあげられ，自動車依存からの脱却や土地利用の効率化などを図るにより，環境負荷の低い都市の実現が期待されます。

〔環境目標項目〕 地球環境の保全

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します

市民・市民団体の役割	事業者の役割
地球環境問題の重要性を認識し、知識を深めるとともに、環境への負荷を低減するための行動を実践します。	事業活動の様々な場面において、地球環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うとともに、事業者自らの配慮行動に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○省エネルギーや廃棄物の減量などに努めます ○緑の保全と育成に協力します ○意識の向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △温室効果ガスの削減に努めます △省資源、省エネルギー型の事業活動に努めます △緑の保全と育成に協力します △意識の向上に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○酸性雨調査などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △低公害車*の導入など自動車排出ガスの削減に努めます △工場、事業場からの排出ガスの適正処理を進めます △酸性雨調査などに協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル紙などの使用による木材使用の減量に協力します ○古紙回収などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △建築用資材などの再利用に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における適正な排水処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △適正な航行や廃棄物処理に努めます △事業活動などにおける適正な排水処理に努めます △適正な施設の維持管理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します

低公害車

一般に大気汚染物質の排出が少ないなど、環境への負荷が少ない自動車のことを指し、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがあります。

基本目標 安心して暮らせるまち

② すがすがしい空気を守ります

大気汚染の主な発生源には、工場などの固定発生源に起因するものと自動車などの移動発生源に起因するものがあります。

大気汚染に対しては、地球温暖化を防止する観点からも、工場や自動車からの排出ガスなどの排出抑制対策や大気環境を把握するため調査、監視を継続するとともに、身近な問題でもある土埃や悪臭の発生防止についても対策を進めます。

また、法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や公共交通機関の利用促進などに取り組み、良好な大気環境の確保に努めます。



市の役割	
施策の柱	法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や、公共交通機関の利用促進などに取り組み、大気汚染の防止を進めます。
自動車・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇円滑な交通流の確保による排出ガス発生の軽減に努めます ◇低公害車の利用・普及を図ります ◇エコドライブ*の普及を進めます ◇時差通勤、カーシェアリング*などの交通需要の調整の取り組みを推進します ◇公共交通の利便性の向上に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇緑地帯の整備や道路舗装率の向上に努めます
工場・事業場対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などの遵守についての指導を徹底します ◇散水の励行や建設作業への指導など土埃の発生予防対策を推進します
大気の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染監視システムの充実を図ります ◇有害大気汚染物質の監視・測定に努めます ◇野焼き*の防止に努めます
悪臭への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇監視・指導の強化に努めます ◇発生源対策を推進します

エコドライブ

省エネルギーで、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を削減する運転技術を指します。主な内容としては、アイドリングストップや、加減速の少ない運転、適正なタイヤ空気圧を保つことなどがあげられます。

カーシェアリング

個人が所有するマイカーに対して、複数の人が自動車を共有し使用するという、自動車の新しい所有・使用形態です。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされています。

野焼き

資材置場、個人住宅、建設作業現場、農地、工場などのごみ焼きのほか、構造基準などに適合しない焼却施設による廃棄物の不適正焼却などをいいます。ダイオキシン類の発生要因となるだけでなく、悪臭苦情の原因にもなります。

〔環境目標項目〕 空気の満足度

アンケート調査による評価として、排気ガスなどによる空気の汚れ、臭いや埃、煙などの状況から、空気に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 78.0%》

《客観的データ項目等》

- ・ 二酸化硫黄濃度：環境基準値（0.04ppm）以下《平成20年度 0.003ppm》
- ・ 二酸化窒素濃度：環境基準値（0.06ppm）以下《平成20年度 0.028ppm》
- ・ 浮遊粒子状物質：環境基準値（0.10mg/m³）以下《平成20年度 0.045mg/m³》

市民・市民団体の役割

事業者の役割

日常生活における活動が大気環境に負荷を与えることを認識し、自動車の利用時などにおいて環境への配慮に努めます。	事業活動に伴い排出される大気汚染物質に関する規制・基準を遵守することはもちろん、エネルギーの効率的な利用などにも留意した事業活動を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○低公害車の使用に努めます ○エコドライブに努めます ○カーシェアリングなど交通需要の調整の取り組みに協力します ○公共交通機関・自転車などの利用に努めます ○沿道や地域の緑化に努めます ○散水などにより土埃の発生予防に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △業務用自動車などへの低公害車の導入に努めます △エコドライブの励行に努めます △時差通勤など交通需要の調整の取り組みに協力します △自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を減らすよう努めます △公共交通機関の利用に努めます △沿道や地域の緑化に努めます △物流の効率化に努めます
	<ul style="list-style-type: none"> △法令などによる規制・指導を遵守します △クリーンエネルギーの利用や省エネなどにより排出ガス削減に努めます △敷地内の緑化に努めます △粉じんの発生対策を講じます △土埃の発生予防対策を講じます
<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染の調査に協力します ○沿道や地域の緑化に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します 	<ul style="list-style-type: none"> △大気汚染の調査に協力します △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
○悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます	<ul style="list-style-type: none"> △法令などによる規制・指導を遵守します △悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます

基本目標 安心して暮らせるまち

3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります

水質汚濁の主な原因には、工場などからの排水に起因するものと家庭からの生活排水に起因するものがあります。

このため、工場などからの排水への規制、指導の徹底や、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置など生活排水対策を推進するとともに、川や海などの水質の監視を行います。

また、これら水質の保全とともに、生態系に配慮した川づくり*や、水源かん養林の保全、都市施設での雨水利用*などにより、良好な水循環を保全します。

市の役割	
施策の柱	生活排水や事業活動に伴う排水などへの対策を実施するほか、水質の監視に努めます。また、生態系*に配慮した川づくりや、森林保護、都市施設での雨水利用などを進めます。
生活排水への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共下水道を整備し水洗化の普及を図ります ◇合併処理浄化槽*の普及を図ります ◇水質汚濁防止のために啓発を行います
事業活動による水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場などの排水への規制・監視の徹底を図ります ◇農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などを促進します
川や海、地下水の水質の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇水質の監視体制の充実を図ります ◇有害化学物質などへの対応に努めます
水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇生態系に配慮した川づくりを推進します ◇水辺環境の保全活動を支援します ◇水辺の環境学習を推進します ◇水源かん養林*を適切に管理します ◇雨水利用施設の普及を図ります ◇雨水浸透施設*の整備を促進します ◇節水意識や水の循環についての啓発を進めます

生態系に配慮した川づくり

荒廃渓流における生態系の回復、魚類の良好な生息環境を維持・創出するための産卵場の造成、魚道の整備など、生態系に配慮した川の整備のことです。

雨水利用

屋根または人の出入りが少ない屋上で雨水を集め、雨水タンクに貯留して、トイレの洗浄水、庭木への散水、洗濯用水などの雑用水に利用することをいいます。

生態系

ある地域に生息・生育する多様な生物とそれらの生活空間である大気、水、土、太陽エネルギーなどが有機的につながったものをいいます。生物は、生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や微生物）から成り立ち、これらの生物や大気、水、土などとの間でエネルギーや物質が循環しています。

〔環境目標項目〕水の満足度

アンケート調査による評価として、水と接する機会や水のきれいさ、水辺の自然度などの状況から、水に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 59.4%》

《客観的データ項目等》

- ・BOD（松倉川）：観測地点の環境基準達成率100%《平成20年度 100%（6/6地点）》
- ・BOD（一般河川）：観測地点の水質目標（5mg/l以下）達成率100%《平成20年度 91.3%（21/23地点）》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
日常生活における排水への配慮に努めるとともに、水辺における環境美化活動に努めます。	事業活動に伴う水質汚濁に関する規制・基準を遵守することはもちろん、敷地内における雨水浸透施設の設置など水循環に配慮した整備に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します ○合併処理浄化槽の設置や適正管理を進めます ○日常生活で水をできるだけ汚さないように努めます ○家庭菜園などの有機肥料の使用や低農薬に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します △水への負荷の少ない商品を製造・販売します
	<ul style="list-style-type: none"> △水源地や河川の保全に配慮します △法令などの規制・指導を遵守します △工事や作業時の水質汚濁防止措置を施します △農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などに努めます
○水質の調査に協力します	<ul style="list-style-type: none"> △水質の調査に協力します △排水などの水質検査を実施し、水質の把握に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の動植物の保全に努めます ○水辺環境の保全活動に参加します ○水辺の環境学習に参加・協力します ○水源かん養林の保護・育成に協力します ○雨水浸透施設の設置に協力します ○水の再利用や雨水の利用など節水に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △水辺の動植物の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △水辺環境の保全活動に参加します △水辺の環境学習に協力・参加します △水源かん養林の保護・育成に協力します △雨水浸透施設の設置に協力します △事業所での節水や節水型機器の設置に努めます

合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のことです。し尿しか処理できない単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま河川などに流すことになるため、平成13年から新設できなくなりました。

水源かん養林

森林が持つ洪水緩和作用、湯水緩和作用の二つの機能を維持するために、山地の水源地帯に保存や造林された森林のことをいいます。

雨水浸透施設

雨水が地表から地中に浸入する現象を雨水浸透といい、雨水の流出量を抑制し、積極的な雨水浸透を図るために設置される、雨水浸透機能を有する施設のことをいいます。主なものとして、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）、浸透側溝があります。

基本目標 安心して暮らせるまち

4 やすらぎの音環境を守ります

近年の騒音・振動は、工場、建設作業や自動車などを発生源とするものだけではなく、深夜営業の商店や家庭などから発生する近隣騒音も問題となっており、発生源も多様化してきています。

このため、近隣騒音問題については、市民や事業者一人ひとりのモラルやマナーの向上を目指し、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。

また、工場、建設作業や自動車などを発生源とする騒音・振動については、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。



市の役割	
施策の柱	交通騒音、工場や建設作業による騒音・振動、拡声放送やカラオケなどの営業騒音に対して、監視体制の強化を図り、規制基準の遵守を指導します。また、生活騒音に対しては、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。
自動車・交通による騒音・振動への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通機関の利用促進を進め、自動車交通量の低減に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇道路の植栽や空港周辺などでの緑地帯の整備を進めます
工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場や事業場、建設現場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底します
近隣騒音への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇営業騒音に対する指導に努めます ◇生活騒音の周辺への配慮についての啓発に努めます
騒音・振動の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇監視体制を強化します

〔環境目標項目〕音の満足度

アンケート調査による評価として、自動車騒音や振動などの状況から、音や振動に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 70.2%》

《客観的データ項目等》

・自動車交通騒音：環境基準達成率100%《平成20年度 100%（面的評価）》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
日常生活における周辺への近隣騒音に配慮し、快適に生活できる環境づくりに努めます。	騒音・振動に係る各種規制などを遵守するとともに、建設工事、運輸などにおいて、騒音・振動の低減に努めた事業活動を行います。
○公共交通機関・自転車の利用に努めます	△公共交通機関の利用に努めます △物流などにおける、生活道路の通行は避けるよう努めます
	△法令などの規制・指導を遵守します △低騒音・低振動型機器の利用に努めます △緩衝緑地の設置に努めます
○生活騒音に関して近隣へ配慮します	△法令などの規制・指導を遵守します △営業騒音の周辺への配慮に努めます
○騒音調査などに協力します	△騒音・振動を発生する施設や作業については、その把握に努めます

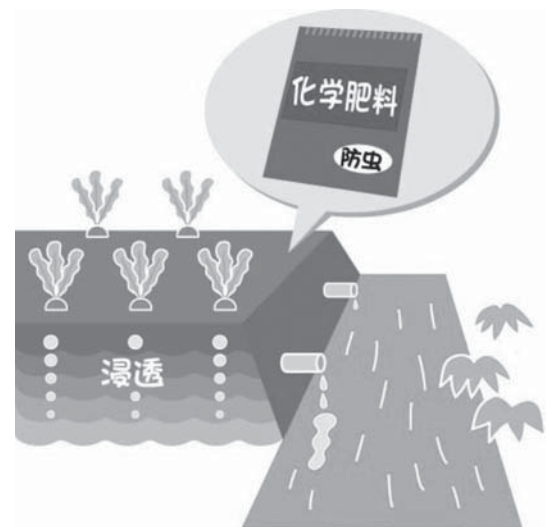
基本目標 安心して暮らせるまち

5 安全な暮らしを守ります

私たちの生活の中には多種多様の化学物質が使用されており、人の生活や社会にとって必要とされる一方、製造や焼却などの過程で、ダイオキシン類などの有害化学物質として意図せずに生成されるものも少なくありません。

また、化学物質の中には、低濃度であっても長期間にわたる蓄積などにより、私たちの健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあることから、化学物質による環境汚染の防止対策や情報の収集・提供を図ります。

さらに、健康で安全な暮らしを守るという観点から、人体への影響が懸念されている電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病虫害や放射能などに関する情報の収集・提供に努めるほか、アスベスト粉じんの飛散防止対策を進めます。



施策の柱

市の役割

有害化学物質の発生を抑制するため、廃棄物の適正処理を推進するとともに、化学物質などに関する情報の収集・提供などを推進します。

有害化学物質の発生抑制

- ◇一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を推進します
- ◇発生施設の適正管理を促進します
- ◇発生施設の改善を指導・支援します
- ◇農薬の適正使用や節減を支援します

化学物質などへの対策

- ◇ダイオキシン類など監視体制を充実します
- ◇環境ホルモンに関する情報収集に努めます
- ◇汚染土壌の適正処理に向け、監視・指導を行います
- ◇化学物質などに関する情報の収集・提供を行います
- ◇電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病虫害や放射能などに関する情報の収集・提供に努めます
- ◇建築物の解体などの工事における、アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導を行います

〔環境目標項目〕ダイオキシン類濃度

《客観的データ項目等》

- ・ 大気：環境基準値（0.6pg-TEQ/m³）以下《平成20年度 0.019pg-TEQ/m³》
- ・ 水質：環境基準値（1pg-TEQ/l）以下《平成20年度 0.073pg-TEQ/l》
- ・ 底質：環境基準値（150pg-TEQ/g）以下《平成20年度 1.3pg-TEQ/g》
- ・ 土壌：環境基準値（1,000pg-TEQ/g）以下《平成20年度 2.3pg-TEQ/g》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
有害化学物質に対する正しい知識の習得に努め、農薬などの使用については、適切な使用，廃棄を行います。	事業活動において使用される化学物質などについて，その特性を把握し，リスクコミュニケーション*を推進するとともに，より適切な化学物質管理を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別・減量に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します ○家庭菜園では農薬の適正使用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △廃棄物の適正処理を行います △化学物質の適正管理に努めます △施設の適正管理に努めます △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します △農薬の適正使用に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質などに関する調査に協力します ○所有地などの衛生的な管理に努めます ○化学物質などに関する情報の収集・提供を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> △化学物質などに関する調査に協力します △敷地などの衛生的な管理に努めます △汚染土壌の適正処理を行います △化学物質などに関する情報の公開に努めます △化学物質の使用にあたっては，環境に及ぼす影響を考慮します △建築物の解体などの工事にあたっては，アスベスト粉じんの飛散防止対策を講じます

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政，事業者，市民などのすべての者が共有し，相互に意思疎通を図ることをいいます。

基本目標 豊かな自然と共生するまち

6

たくさんの生き物が息づく
自然を守ります

函館山や恵山，郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑，清流は，多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の資源です。

しかしながら，市街地の拡大や，日常生活・事業活動における環境負荷などにより自然が減少し，生き物の生息・生育する場所が失われてきています。

このため，多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに，市民や市民団体などによる自然環境保全活動の支援や情報の収集・提供を行います。



市の役割

施策の柱

貴重な自然の現状を的確に把握し，法令などに基づく動植物の保護に努めるとともに，近隣市町や北海道などと広域的な連携のもとでの良好な生息・生育環境の保全を推進します。また，自然保護意識の向上を図るため，市民や市民団体などの活動支援や情報の収集・提供を図ります。

希少な動植物の保護

- ◇野生動植物の分布や生態に関する情報の収集・提供を図ります
- ◇法令などに基づく適正な野生動植物の保護を進めます

動植物の生息・生育環境の保全

- ◇法令などに基づく適正な自然環境保全を進めます
- ◇生態系を維持する森林や農地などの保全管理を進めます
- ◇生態系に配慮した川づくりを推進します
- ◇特定外来生物*による生態系などへの影響の防止に努めます
- ◇近隣市町や北海道などと広域的な連携を図ります

自然保護意識の向上

- ◇自然環境保全に関わるイベントなどを推進します
- ◇自然環境保全活動に対する支援を図ります
- ◇自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

特定外来生物

国外からの外来動植物のうち，国内に本来生息または生育する生物とその性質が異なるため，生態系，人の生命や身体，農林水産業への被害を及ぼすものとして，「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」で定められた生物のことをいいます。

〔環境目標項目〕 自然環境の満足度

アンケート調査による評価として、野生動物を見かける機会などの状況から、自然環境に対して満足している人の割合80%を目標値とします《平成20年度 74.3%》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
<p>本市の豊かな自然環境は、市民にとっても、多くの生き物にとっても貴重な財産です。このため、自然とのふれあいを通して、自然のしくみや機能を理解しながら、自然環境の保全活動に参加します。</p>	<p>事業活動に伴う地域への環境負荷を低減させ、自然環境の保全に努めるとともに、地域の自然環境保全活動に協力します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の調査に協力します ○動植物を捕獲や盗掘から守ります 	<ul style="list-style-type: none"> △動植物の調査に協力します △動植物を捕獲や盗掘から守ります
<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の監視活動に参加・協力します ○動植物の生息・生育環境の保全に努めます ○河畔林*の造成などに参加・協力します ○自然林の再生・回復活動に参加・協力します ○生き物を大切にすることを育てます ○外来動植物*やペットを適正に管理します 	<ul style="list-style-type: none"> △自然環境の監視活動に参加・協力します △動植物の生息・生育環境の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △開発や土地利用に関しては、自然環境に配慮します
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭での自然とのふれあいや遊びの機会を確保します ○自然観察会などへ参加します ○自然環境に関する情報の収集・提供を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> △自然環境保全に関わるイベントなどに参加・協力します △自然環境保全活動の実施や活動を支援します △自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

河畔林

河川沿いの林のことであり、河川の生態系が安定して存在するために重要な役割を果たしています。河川に葉や枝を落とし、河川の中の水生昆虫や魚類などに有機物を供給するとともに、日光を遮り、河川の温度上昇を防ぎます。

外来動植物

外来種といわれる動植物を指します。「外来種」とは、国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種のことをいいます。

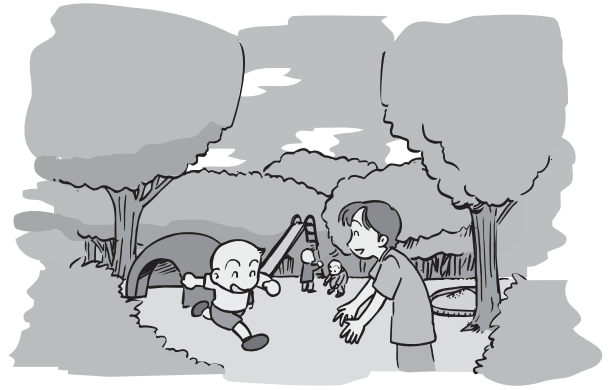
基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

水辺と緑は、潤いや安らぎを市民生活に与えるとともに、地球温暖化防止の観点からもその重要度は高まっています。

このため、公園や公共空間など、都市における緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など、潤いある水とのふれあいの場をつくります。

また、これらの空間づくりや維持管理への市民参加、環境学習の場所としての活用などを積極的に図ります。



市の役割	
施策の柱	公園や公共空間などの緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など親しみある水辺の創出を図ります。また、環境学習や緑化活動、水辺の美化活動、地域でのふれあい空間の維持管理などに対する支援を行います。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公園や公共空間などの緑化を推進します ◇街路樹の整備を進めます ◇保存樹木*や保存樹林*の管理に助成を行います
親水空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ◇河岸や海辺などにおいて水と親しむ空間の整備を進めます ◇水辺の美化を推進します
ふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民の緑化活動を支援します ◇農業体験施設などのふれあいの場を創出・提供します ◇水辺の環境学習を推進します

保存樹木、保存樹林

緑豊かな環境の確保と美観風致を維持するため、「函館市緑化条例」に基づき、一定の基準に該当する樹木、樹林について指定するもので、維持費用の一部が助成されます。

〔環境目標項目〕 公園や広場が十分と感じる人の割合

アンケート調査による評価として、身近な場所での公園や広場などの安らぎの場所が多いと感じる人の割合80%を目標値とします《平成20年度 56.7%》

《客観的データ項目等》

- ・都市公園等の整備目標：市民1人あたりの都市公園面積 24㎡/人（目標年次 平成27年）
《平成20年度末 22.53㎡/人》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
公園や街路樹などの整備や維持管理に協力するとともに、庭の緑化や樹木の保全など、身近な緑の保全と創造を積極的に行います	敷地内の緑化に努めるとともに、地域における緑化活動や水辺の美化に参加・協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ○公園や街路の緑化に自主的に参加・協力します ○花壇づくりなどに努めます ○保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公園や街路の緑化に参加・協力します △敷地内の緑化を進めます △保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○水と親しむ空間づくりに参加・協力します ○水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △水と親しむ空間づくりに参加・協力します △水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します
<ul style="list-style-type: none"> ○緑化活動に参加・協力します ○農業体験施設などのふれあいの場を積極的に活用します ○水辺の環境学習に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △市民の緑化活動を支援します △緑化活動に参加・協力します △水辺の環境学習に参加・協力します

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

8 個性とゆとりある町並みをつくります

本市は、多くの歴史的文化的遺産やウォーターフロント地域を有する西部地区をはじめ、五稜郭や湯の川温泉など、特色ある町並みや歴史ある美しい景観を有しています。

また、全国でも有数の水産都市として、海岸線に沿って住居が連なる特有の町並みが形成されています。

これらの歴史文化資源は、観光客などの目を楽しませるだけでなく、市民の潤いある生活を彩る貴重な環境資源でもあります。

こうしたことから、ごみの散乱防止など環境美化に対する取り組みの強化や、本市の重要な観光資源である夜景については、ライトアップ時における省エネルギー化や自然エネルギーの利用など、環境に配慮しつつ、各地域の特性を生かし人と人との行き交う町並みづくりを推進します。

施策の柱	市の役割
<p>地域特性を生かした 町並みづくり</p>	<p>地域の特性を踏まえ、景観形成にも配慮した町並みづくりを推進します。また、環境の美化に対する意識啓発や地域での取り組みに対する支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的文化的建造物の保全に努めます ◇都市景観形成地域*をはじめとして、地域特性に配慮した町並みづくりを進めます ◇公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努めます ◇屋外広告物に関する規制・指導を行います ◇町並みづくりの意識向上を図ります
<p>夜景の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇眺望地点としての函館山や扇形の地形的特性を保全します ◇建物のライトアップの省エネルギー化などにより、環境に配慮した夜景の創造に努めます
<p>美化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りなど環境美化の取り組みを強化します ◇清掃活動の呼びかけや活動を支援します ◇適切な除排雪を行います

都市景観形成地域

函館らしい景観を形づくっている地域や都市景観形成のため計画的に整備していく必要がある地域など、函館市都市景観条例に基づき指定される地域のことです。都市景観形成地域に指定されることにより、当該地域には、建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの景観形成基準が設定されます。

〔環境目標項目〕 快適な町並みとを感じる人の割合

アンケート調査による評価として、ごみの散乱状況や景観などに対して、快適な町並みが多いと感じる人の割合80%を目標値とします《平成20年度 51.5%》



市民・市民団体の役割

事業者の役割

地域の美化活動に積極的に参加するとともに、歴史的建造物の保存・活用など美しい町並みづくりに協力します。

地域の美化活動に積極的に参加するとともに、文化的遺産や歴史的建造物などとの調和に配慮し、魅力ある都市景観づくりに協力します。

- 歴史的文化的建造物の保全に協力します
- 地域特性に配慮した町並みづくりに協力します
- 景観形成に協力します

- △歴史的文化的建造物の保全に協力します
- △地域特性に配慮した町並みづくりに協力します
- △景観形成に協力します

- 函館山の環境保全に協力します
- 街灯などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます

- △函館山の環境保全に協力します
- △建物のライトアップなどの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます

- ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します
- 清掃活動に参加・協力します
- 所有地における雑草などの適正管理に努めます
- 周囲に配慮した除雪に努めます

- △ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します
- △清掃活動に参加・協力します
- △研修の実施など美化意識の高揚に努めます
- △周囲に配慮した除雪に努めます

基本目標 資源を大切にすまち

9 循環型の社会をつくります

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられていましたが、廃棄物の問題を解決するためには、消費型社会から循環型社会への転換に向けて、ライフスタイルを見直していく必要があります。

循環型社会の構築は、廃棄物の減量や資源の有効利用の問題にとどまらず、大気、水、土壌などへの環境負荷を軽減します。

このため、3R*の考え方のもと、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、再使用や再資源化を促進するための取り組みを市民・市民団体・事業者などと協働して推進します。



市の役割	
施策の柱	廃棄物の適正処理を進めるとともに、ごみの分別の徹底や資源回収活動の推進により、廃棄物の発生を抑制するとともに、資源循環システムの拡充に努めます
3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇3R運動を推進します ◇資源の集団回収*を支援します ◇資源循環型のごみ処理システムを検討します ◇市民意識の啓発に努めます ◇各種リサイクル法*の周知啓発に努めます ◇グリーン購入*を推進します
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◇廃棄物の適正処理を推進します ◇適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます ◇不法投棄の防止に努めます ◇海岸漂着物への的確な対応を図ります

3R
「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいいます。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」、「リユース(Reuse=再使用)」、「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取って呼ばれています。

資源の集団回収
町会、自治会、老人クラブ、子ども会などのグループが中心となり、日時・場所を決め、古紙、空き缶、空きびん、布類などの再生資源をまとめて回収業者に売り渡すことをいいます。

各種リサイクル法
資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた法律です。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法があります。

〔環境目標項目〕 分別収集への取り組みに心がけている人の割合

アンケート調査による評価として、資源ごみの分別収集や再利用に心がけている人の割合100%を目標値とします《平成20年度 97.3%》

《客観的データ項目等》

- ・一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物排出量の減量目標：対平成17年度見込比11.7%以上減（目標年次 平成27年度）《平成20年度 8.9%減》

市民・市民団体の役割	事業者の役割
<p>循環型社会の実現に向けて、ライフスタイルの見直しに努めます。</p>	<p>3R運動による資源の循環的利用を図り、廃棄物の発生抑制に向けた取り組みを進めるとともに、環境に配慮した製品の開発、製造、販売に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○必要なものだけを購入し、ごみの発生抑制に努めます ○再使用や修理ができるような製品を購入します ○マイバッグ*の持参や容器・包装の少ない製品を購入します ○食材の使い切りや生ごみの水切りなど減量化に努めます ○資源の集団回収に協力します ○コンポストなどにより、生ごみの資源化や減量化に努めます ○フリーマーケットなどのリサイクルシステムを活用します ○グリーン購入に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △容器・包装の少ない製品や再利用可能な製品の製造・販売に努めます △製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に努めます △修理に関する窓口などの設置に努めます △リサイクル技術の調査研究に努めます △製造したものの回収・リサイクルに努めます △リサイクルシステムに協力します △製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めます △エコマーク商品*など、環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めます △原材料への再生資源*などの使用に努めます
<ul style="list-style-type: none"> ○適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます ○不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します 	<ul style="list-style-type: none"> △適正な廃棄物の分別を行います △廃棄物の適正な保管・運搬・処理に努めます △不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します

グリーン購入

エコマーク商品など環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入することをいいます。

マイバッグ

買い物時にレジ袋をもらわなくて済むよう持参した袋やバッグのことをいい、エコバッグともいいます。ごみの減量化につながります。

エコマーク商品

エコマークとは、環境保全に役立つものとして認定を受けた商品に付けられるマークで、財団法人日本環境協会が、平成元年から環境意識を高めることを目的に、エコマーク事業として開始したものです。古紙再生利用の紙製品や、廃木材再生品などが対象商品となっています。

再生資源

古紙、ガラス片、スチール缶、アルミ缶などがあげられます。

基本目標 資源を大切にすまち

10 エネルギーを有効活用します

日常生活や事業活動に伴う電気，ガス，石油などの使用によるエネルギー消費は，地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増大を招くなど，環境に負荷を与えているほか，化石資源の枯渇が懸念されています。

このため，省エネルギーへの取り組みを推進するとともに，太陽光，風力などの自然エネルギー・未利用エネルギー*の積極的な活用や，エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進などにより，エネルギーの有効な利活用を進めます。



施策の柱

市の役割

エネルギーの効率的な利用を図るため，省エネルギー化や，自然・未利用エネルギーの有効活用，公共交通機関の利用を促進します。

省エネルギーの推進

- ◇省エネルギーの意識啓発を行います
- ◇省エネルギー型製品の製造・販売・購入を奨励します
- ◇公共施設などにおける省エネルギー化を推進します
- ◇エネルギー効率の良い建築物*の建設を推進します
- ◇物流の効率化を促進します
- ◇エコドライブの普及を進めます

自然・未利用エネルギーの利用促進

- ◇公共施設での自然エネルギーの利用を推進します
- ◇コージェネレーションシステム*の導入を促進します
- ◇未利用エネルギーの有効利用を図ります

公共交通の利用促進

- ◇公共交通機関の利用促進を図ります
- ◇公共交通の利便性の向上を図ります

未利用エネルギー

ごみ焼却施設やビル・工場の排熱，下水熱などのリサイクルエネルギーと，河川水・海水・地下水などの温度差エネルギーの総称です。

エネルギー効率の良い建築物

壁や床，天井，屋根，窓に適切な断熱・気密化を施すほか，ひさしやブラインド，植栽などで日差しを遮ったり，風通しを良くすることで，エネルギー消費の削減を図った建築物のことをいいます。

コージェネレーションシステム

発電時に発生した排熱を利用して，給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムです。オフィスビルや病院，ホテル，スポーツ施設などで導入されています。

〔環境目標項目〕 エネルギーの有効活用

アンケート調査による評価として、節電への取り組みに心がけている人の割合100%を目標値とします《平成20年度 90.8%》

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します（再掲）

市民・市民団体の役割

事業者の役割

一人ひとりがエネルギー資源の重要性を認識し、家庭などにおいてエネルギーの有効利用に取り組みます。	事業活動において消費するエネルギーの低減に努めるとともに、省エネルギー型製品の開発、製造、販売に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○節電など身近な省エネルギーに取り組みます ○省エネルギー型製品の購入に努めます ○冷暖房の設定温度に配慮します ○住宅の断熱化に努めます ○エコドライブに努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △事業所における節電など省エネルギーに取り組みます △省エネルギー型製品の製造・販売・購入に努めます △エネルギー効率の良い建築物の建設に努めます △物流の効率化に努めます △エコドライブの励行に努めます
○ソーラーシステム*など、自然エネルギーの利用に努めます	<ul style="list-style-type: none"> △ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます △コージェネレーションシステムの導入に努めます △未利用エネルギーの有効利用に努めます
○公共交通機関の利用に努めます	△公共交通機関の利用に努めます

ソーラーシステム

太陽熱を利用して暖房や温水を供給するシステムのことをいいます。

基本目標 ことろと参加でつくるまち

11 環境保全意識の向上に努めます

かけがえのない地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育や環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などの充実により、環境保全意識の向上を図ります。



市の役割	
施策の柱	人材の育成や環境保全活動に対する意識の高揚などを図るほか、環境情報の収集や提供を行います。
環境保全に関する人づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図ります ◇環境問題や環境保全活動に関する講座や研修会の開催の充実を図ります
環境教育・環境学習の充実と普及	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校における環境教育を充実します ◇町会や市民団体などによる環境教育・環境学習の活動を支援します ◇生涯学習の一環としての環境学習を推進します
環境情報の充実と共有	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境モニター制度*を推進します ◇函館市環境基本計画などに関する広報活動を行います ◇函館市環境白書などにより環境情報の提供を行います

環境モニター制度

環境に関する各種アンケート調査への協力や、意見、要望、取り組み事例などの報告を受け、これらを施策に反映するための本市の制度です。



環境ふれあい教室



こどもエコクラブ体験学習会

市民・市民団体の役割

事業者の役割

家庭や地域での環境教育に取り組むとともに、様々な機関により開催される環境講座や研修会に積極的に参加します。

従業員に対する環境教育に取り組むとともに、町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します。

- 講座や研修会に参加します
- 環境保全意識の普及に努めます

△環境保全活動の中心となる人材育成に努めます

- 家庭や地域での環境教育に取り組みます
- 町会などによる環境教育・環境学習活動の充実を図ります

- △環境教育に取り組みます
- △町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します

- 環境モニター制度に参加・協力します
- 環境に関する情報を有効に活用します
- 環境に関する情報の収集と提供に協力します

- △環境モニター制度に協力します
- △環境に関する情報を有効に活用します
- △環境に関する情報の収集と提供に協力します

基本目標 ところと参加でつくるまち

12 環境保全活動の輪を広げます

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、すべての人々が、自分の責務を認識し、自主的に環境保全活動に取り組む必要があります。

環境保全活動の効果を大きく実らせるためには、一人ひとりの活動から団体や地域の活動へ、そして地球規模の活動へと、より大きな取り組みへ広がっていくことが重要です。

このため、市は率先して環境保全に取り組むとともに、市民や市民団体、事業者などによる活動を支援します。

また、市民・市民団体・事業者・市などが協働して環境保全活動に取り組むとともに、広域的な問題に対しては、近隣市町や関係機関と協力・連携します。

地球環境問題に対しては、国際会議の開催や情報発信、人材交流などを通じた国際協力に努めます。



施策の柱	市の役割
環境保全活動の推進	率先して環境保全活動を実践するとともに、市民や市民団体、事業者などの活動を支援します。 ◇地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めます ◇市民と協働した環境保全を推進します ◇NPO*などの市民団体活動を支援します
環境ネットワークの形成	◇市民・市民団体・事業者・市などによる環境ネットワークの形成を図ります ◇環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組めます ◇近隣市町との連携を確保し、環境保全施策の強化を図ります
国際協力の推進	◇環境情報を発信します ◇環境をテーマとした国際会議などの開催を促進します ◇技術者の派遣や受け入れなど人的な交流や情報交換を推進します

NPO
活動理念や目的に賛同・共鳴する人たちが集い、利潤にとらわれない、きめ細かな活動をしている非営利組織です。



環境サミット2008 in 函館



ボランティア清掃

市民・市民団体の役割

事業者の役割

日常における環境配慮行動を実践していくとともに、地域などにおける環境保全活動に参加します。

事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、NPOなどの市民団体活動へ参加し、地域における環境保全活動に協力します。

- 環境にやさしいライフスタイルに努めます
- 環境保全活動に自主的に取り組みます
- NPOなどの市民団体活動へ参加します

- △環境にやさしいライフスタイルを推進します
- △環境保全活動に積極的に参加します
- △NPOなどの市民団体活動へ参加します

- 環境ネットワークの形成に参加・協力します
- 環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します

- △環境ネットワークの形成に参加・協力します
- △環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します

- 函館の環境情報を発信します
- 国際会議やイベントへ積極的に参加します
- 研修生の受け入れなどに協力します

- △環境に関する取り組みを発信します
- △国際会議やイベントへ積極的に参加します
- △人材交流や技術交流を推進します
- △国内外の環境保全団体へ支援を行います

4 ゾーン別の環境配慮指針

本市は、渡島半島の南東部に位置するとともに、津軽海峡と太平洋に面し、市街地は南西部の函館山を要に扇形に広がり、南北北海道の政治、経済および文化の中心として発展してきましたが、平成16年に、戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併し、それまでの約2倍の広大な面積を有するとともに、歴史、文化、産業、自然、都市機能などにおいて、多種多様な地域特性を有する市になりました。

これらの地域における環境づくりや、地球環境保全に向けた行動の推進にあたっては、地域の社会特性や自然特性はもちろん、それぞれの地域で日々行われている日常生活や事業活動の特性にも着目し、市全体としての環境保全行動を展開していくことが重要です。

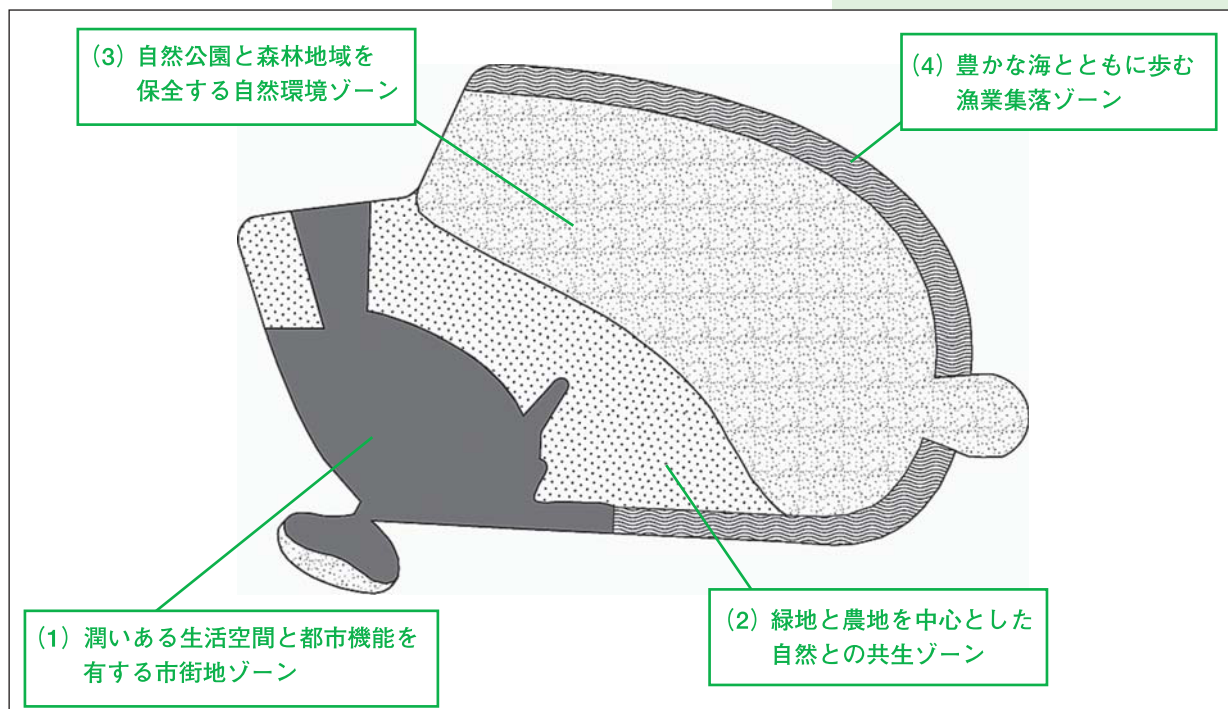
このため、函館市総合計画に準じた4つのゾーンにおいて、各ゾーンにおける特性を取りまとめ、ゾーン別の環境配慮指針*を示します。

- (1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン
- (2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン
- (3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン
- (4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン

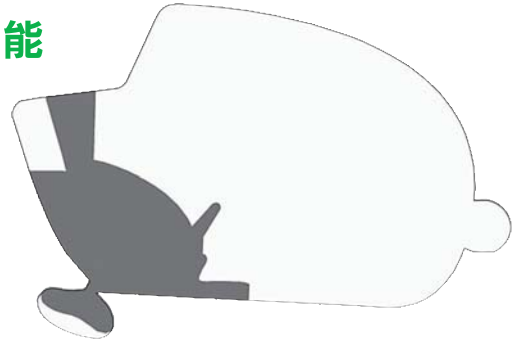


環境配慮指針

環境の保全や創造に取り組む上で、配慮すべき基本的な内容や方針のことであります。



(1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン



(ア) 個性とゆとりある町並みの創造と環境への配慮

本市の市街地を形成する本ゾーンは、異国情緒あふれる景観を有する西部地区、交通・商業機能が集積する函館駅前・大門地区、商業・文化機能が集積する本町・五稜郭地区、温泉街として宿泊施設が集積する湯川地区などを有し、多くの市民や観光客などが集まる地域でもあります。

このため、各地域の特性を生かした個性ある町並みづくりを進めるほか、周辺的环境美化への配慮など、一人ひとりの意識の高揚を図ることが必要です。



西部地区

(イ) 健康で安心して暮らせる生活空間の形成

本ゾーンは、多くの市民が住居を構え生活を営んでいることから、健康で安心して暮らせる生活空間を確保しなければなりません。

このため、自動車の騒音、排出ガスによる大気汚染や近隣騒音など、都市生活型の公害を未然に防ぐためのルールやマナーを守るとともに、市民一人ひとりが互いを思いやる気持ちを持って、快適な生活を送れるよう配慮していくことが重要です。



函館駅前・大門地区

(ウ) 各種規制・基準の遵守と、環境に配慮した事業活動

本ゾーンは、港町地区の大型ふ頭などの臨港地区をはじめ、函館圏流通センター、テクノパークなどを有しているほか、主要な幹線道路や臨港道路沿道には商業・業務施設や工場などが立地しています。

事業活動を行う際は、法律などに基づく各種規制を遵守し、公害の発生を予防し、環境への負荷を低



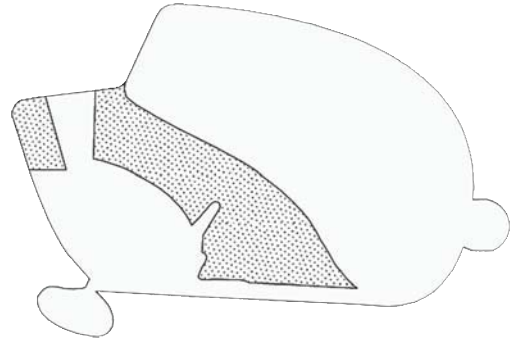
テクノパーク

減することが責務となっています。

また、事業活動における資源やエネルギーの消費は、廃棄物や排出ガスなどを排出し、環境へ負荷を与えていますが、自ら環境配慮に取り組むことで、消費者や利用者の環境保全意識の向上にも大きく寄与するものと考えられます。

このため、資源やエネルギーの有効利用のほか、環境配慮型製品の製造・販売など環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

(2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン



(ア) 豊かな自然環境との共生

本ゾーンは、市街化調整区域を中心とし、農地や、市民菜園・農業体験施設である亀尾ふれあいの里、自然と親しむレクリエーション活動の拠点である道南四季の杜公園、桜や楓などの樹木と緑の芝生に覆われた笹流ダム前庭広場などにより、市民に憩いと潤いを与えています。

このように私たちの生活は、自然が与えてくれる様々な恩恵の上に成り立っており、自然と共生を続けていくためには、市民一人ひとりが、自然の仕組みを理解し、私たちが環境に与える負荷について正しい認識を持つことが求められています。

このため、自然体験型の環境学習など、豊かな自然環境を活用した環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。

また、本ゾーンの一部では住宅地が形成され、生活空間として利用されていることから、住環境の整備にあたっては、人と自然の共生という観点に立って、自然環境へ配慮することが重要です。

(イ) 農業における環境保全

本ゾーンは、本市における農村地域を多く有していますが、近年の農業の動向として、経営の安定のため、生産性の向上や農畜産物の高付加価値化と併せ、環境と調和のとれた持続的な農業生産などが課題となっています。

このため、家畜排せつ物を利用した、たい肥などによる土づくりや、無農薬・低農薬農業をさらに進めるほか、農業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。



道南四季の杜公園

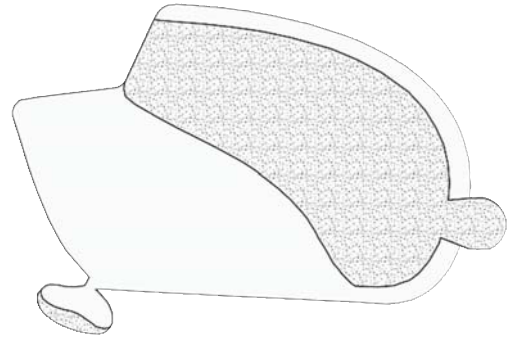


笹流ダム前庭広場



亀尾ふれあいの里

(3) 自然公園と森林地域を 保全する自然環境ゾーン



(ア) 動植物の生息・生育空間の保全

恵山道立自然公園を含む本市の東部を中心とした本ゾーンは、豊かな緑や清流を有し、貴重な動物や植物の生息・生育地となっているほか、その自然が織りなす、変化に富んだ地形から美しい景観を形成しています。

また、本市の南西部に位置する函館山は、貴重な自然環境が良好に保持されており、約600種におよぶ植物や、野鳥の生息地、渡り鳥の休息地として豊かな動植物の生息・生育環境を有しています。

しかし、事業活動や日常生活による自然環境への負荷や、無秩序な鳥獣の捕獲、植物の採取のほか不適切な森林管理など、自然環境を脅かす要素も存在することから、市民や観光客などに対する意識啓発を図り、市民・市民団体・事業者・市などが協力・連携して自然環境を保全することが重要です。



恵山道立自然公園



函館山

(イ) 貴重な自然環境の保全に向けた環境 教育・環境学習の充実

自然環境の保全にあたっては、多くの動植物が生息・生育する自然の価値を認識するなど、環境保全意識を高め、環境保全活動を実践していくことが必要です。

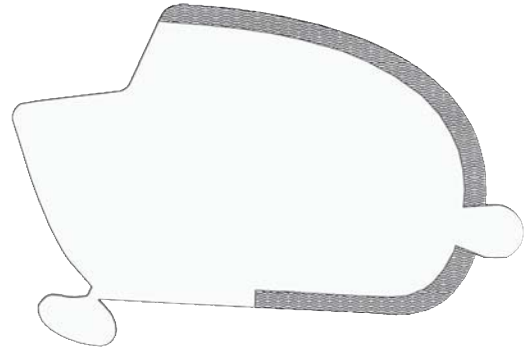
また、本市の豊富な自然を環境学習・環境教育の素材として活用することは、将来にわたって自然環境を保全していくことにつながります。

これらのことから、市民・市民団体・事業者・市などが参加・協働して、自然環境保全のための環境教育や環境学習を充実していくことが重要です。



恵山

(4) 豊かな海とともに歩む 漁業集落ゾーン



(ア) 貴重な水産資源をはぐくむ，美しい海 の保全

本ゾーンでは，基幹産業であるイカ・コンブ・マグロなどの漁業が盛んです。これらの水産資源は，美しい海と，海を取り囲む自然環境がはぐくんでいます。

しかしながら，不適切な森林管理や生活排水の流入などにより，自然環境へ悪影響を及ぼし，海岸や海における良好な環境が失われていく恐れがあります。

このことから，本市にとって貴重な水産資源を守るために，水質の保全をはじめとして，海岸の環境保全，海をはぐくむ森林など自然環境の保全に取り組むことが重要です。



(イ) 漁業における環境保全

本ゾーンでは，恵まれた自然環境を背景に漁業が広く営まれています。近年の漁業の動向として，生産性の向上や水産物の高付加価値化と併せ，環境と調和のとれた漁業経営が課題となっています。

このため，廃棄物の適正処理や，動力機関や照明などの使用における省エネルギー化など環境負荷の低減に向けた取り組み，漁業体験を通じた環境教育など，地域環境へ貢献していくことが求められています。



コラム

みんなで学ぼう！環境のこと

地球にやさしい新しいあかりLED

LED (Light Emitting Diode : 発光ダイオード) とは、電気を流すと発光する半導体の一種です。

1960~70年代に赤色、緑色、黄色のLEDが開発された後、90年代に日本のメーカーが青色LEDの開発に成功し、その技術を応用することにより、1996年には白色LEDが開発されました。

LEDは、従来表示用が中心でしたが、一般照明用としての開発も進められるようになり、長寿命化と低消費電力化が年々進んでいます。

LEDの用途としては、街路灯や室内用ダウンライト、スポットライトなどのほか、デジタルビデオカメラ、PDAなどの電子機器のバックライト、大型ディスプレイ、道路表示器などがあります。

このLEDが、現在大きな注目を浴びている理由としては、以下のような優れた特長があげられます。

長寿命	白熱灯などの従来光源に比べて、寿命が長い。
低消費電力	交通信号灯では、従来電球式の70Wに対し、12Wに消費電力量が削減。
小型化が可能	LEDには色々な形状があるが、どれも小型化、薄型化が可能なので、設計・デザインをする上でも自由度が高い。
指向性	所定角度の範囲で発光するので、光の有効活用が可能。明るくしたいところでの光害問題への対策としても有効。



このようにLEDは、特に長寿命であり、低消費電力であるということから、地球温暖化対策に役立つ光として、大きく期待されています。

出典：社団法人 日本電球工業会ホームページ

特定非営利活動法人 LED照明推進協議会ホームページ